

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案（仮称）及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則案（仮称）に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成24年1月27日から同年2月25日までの間、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案（仮称）及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則案（仮称）に対する意見の募集を行ったところ、1件の御意見を頂きました。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則が平成24年3月16日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案（仮称）及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則案（仮称）

2 命令等の案を公示した日

平成24年1月27日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

4 参考

頂いた御意見の総数 1件

（内訳）

電子メール	1件
F A X	0件
郵 送	0件

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案（仮称）及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則案（仮称）に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

今回の改正案について、

質屋営業法施行規則改正案第1条第2項に関して、法人は、多数の人や活動拠点を有するものであることから、法人に常にその代表者の自署を求めるのは、不合理である。したがって、「代表者の連署」には、代表者の記名押印も含まれると解するべきであり、また、支店長等の法人の代理人の連署も、認めるべきである。

といった御意見がありました。

質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）の規定による都道府県公安委員会への申請書及び届書には、法定代理人等がある場合にはその連署がなければならないとされており、今回の質屋営業法施行規則第1条第2項の改正では、法定代理人が法人である場合には、その代表者の連署を必要とすることとしています。

質屋営業とは、物品を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもってその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業をいい、質屋は流質期限までは当該質物を適切に保管する必要があります。このため、質置主の保護を図る観点から、原則として営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の営業を禁止しています。したがって、申請者が法定代理人から営業の許可を受けている場合には、未成年者による営業が認められることとなりますが、先述した質置主の保護の趣旨から、当該申請者である未成年者が質屋営業についての行為能力を持っていることを担保するため、申請書等への法定代理人の連署を求めているところです。また、未成年者が質屋の相続人であって、その法定代理人が欠格事由に該当しない場合には、例外的に営業が認められますが、この場合には、実質的に営業を担うこととなる当該法定代理人の意思に基づいて申請等がなされていることを確認する必要があるため、申請書等への法定代理人の連署を求めているところです。そこで、法定代理人が法人の場合にあっては、当該法定代理人たる法人において有効な意思決定がなされていることを厳密に確認するため、当該法人の意思を外部に表示する際に法人を代表する立場にある代表者の連署を求めるとしています。

なお、質屋営業法及び質屋営業法施行規則の規定による申請書及び届書については記名押印をすることも認めておりますので、他の要件を満たしたものについて、代表者の記名押印があれば適法な申請書等として受理することとなります。